

# 福岡県公報

平成二十四年七月六日  
第三千四百九号  
増刊  
①

## 目次

### 規則 (第三十六号)

○福岡県暴力団排除条例の規定による訴訟に関する費用に充てる資金

の貸付け等に関する規則の一部を改正する規則 (警察本部外事課) …………… 一

## 規則

福岡県暴力団排除条例の規定による訴訟に関する費用に充てる資金の貸付け等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十四年七月六日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県規則第三十六号

福岡県暴力団排除条例の規定による訴訟に関する費用に充てる資金の貸付け等に関する規則の一部を改正する規則

福岡県暴力団排除条例の規定による訴訟に関する費用に充てる資金の貸付け等に関する規則 (平成二十二年福岡県規則第十三号) の一部を次のように改正する。

第五条第三項第一号中「外国人にあつては、外国人登録証明書の写しとし、法人にあつては、登記事項証明書とする。」を「法人にあつては、登記事項証明書」に改める。

### 附則

この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。